

平成 26 年 7 月 14 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 2 号  
三菱ビル  
日本プロロジスリート投資法人  
代表者名 執行役員 坂下雅弘  
(コード番号：3283)

資産運用会社名  
プロロジス・リート・マネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 坂下雅弘  
問合せ先 取締役財務企画部長 戸田 淳  
TEL. 03-6867-8585

### 規約変更および役員選任に関するお知らせ

日本プロロジスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成26年7月14日開催の本投資法人役員会において、下記内容の規約一部変更案及び役員選任案を、平成26年8月18日に開催される本投資法人の投資主総会に付議することについて決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 規約一部変更の主な理由及び内容について

- (1) 平成25年6月12日付で投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）を改正する法律が国会で可決成立したことに伴い、以下の通り規定を新設するものです。
  - ① 自己投資口の取得  
本投資法人が投資主との合意により自己の投資口を有償で取得することができる旨の規定を新設するものです（変更案第8条第2項関係）。
  - ② 投資主総会の招集に係る公告の省略  
本投資法人の投資主総会は、平成28年8月1日及び同日以後、遅滞なく招集され、以後、隔年毎の8月1日及び同日以後、遅滞なく招集される旨の規定を新設するとともに、当該規定に従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、投資主総会の日公告を要しない旨の規定を新設するものです（変更案第9条第3項、第4項関係）。
  - ③ 執行役員及び監督役員の任期  
投資主総会の決議によって、執行役員及び監督役員の任期を、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員又は監督役員の選任を議案とする投資主総会終結の時までとすることができる旨の規定を新設するものです（変更案第20条第2項関係）。
  - ④ 附則の新設  
上記①から③までで新設された規定については、関連する投信法の改正の施行日にその効力が生じる旨の附則を新設するものです（変更案第42条関係）。
- (2) 平成25年6月12日付で投信法を改正する法律が国会で可決成立し、これに伴い平成26年4月1日付で投資信託及び投資法人に関する法律施行規則が改正され、資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託受益権をいいます。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨を規約に記載することが定められましたので、かかる旨を規定し、あわせて関連する規定の整理を行うものです（変更案第30条、第31条関係）。

- (3) 一般社団法人投資信託協会が定める規則の一部改正を踏まえ、利益を超えた金銭の分配の限度に関する規定を修正するものです（変更案第39条第2号関係）。
- (4) その他、上記の各変更の他に、本投資法人に適用される法令の規定文言と表現を合わせる観点からの変更、平成25年1月4日付にて社団法人投資信託協会が一般社団法人に移行したことに伴う変更、字句等の修正、表現の統一、及び条項数の整備等を行うものです。

（規約変更の詳細については、添付資料「第2回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

## 2. 執行役員1名選任について

執行役員坂下雅弘から、任期の調整のため、平成26年8月31日をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、改めて平成26年9月1日付で執行役員1名（坂下雅弘）の選任について議案を提出いたします。本議案において、執行役員の任期は、改正後規約第20条第2項の規定により平成26年9月1日から2年間となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、平成26年7月14日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

（執行役員1名選任の詳細については、添付資料「第2回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

## 3. 補欠執行役員1名選任について

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、平成26年9月1日付けで補欠執行役員1名（山口哲）の選任について議案を提出いたします。

本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、改正後規約第20条第3項の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する平成28年8月31日までとなります。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができます。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成26年7月14日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

（補欠執行役員1名選任の詳細については、添付資料「第2回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

## 4. 監督役員2名選任について

監督役員島村勝巳及び濱岡洋一郎の両名から、任期の調整のため、平成26年8月31日付で辞任したい旨の申し出がありましたので、改めて平成26年9月1日付で監督役員2名（島村勝巳及び濱岡洋一郎）の選任について議案を提出いたします。本議案において、監督役員の任期は、改正後規約第20条第2項の規定により平成26年9月1日から2年間となります。

（監督役員2名選任の詳細については、添付資料「第2回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

## 5. 補欠監督役員1名選任について

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、平成26年9月1日付で補欠監督役員1名（奥国範）の選任について議案を提出いたします。

本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、改正後規約第 20 条第 3 項の規定により、第 4 号議案における監督役員の任期が満了する平成 28 年 8 月 31 日までとなります。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができます。

(補欠監督役員 1 名選任の詳細については、添付資料「第 2 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

## 6. 日程

平成 26 年 7 月 14 日	投資主総会提出議案承認役員会
平成 26 年 7 月 31 日	投資主総会招集通知の発送 (予定)
平成 26 年 8 月 18 日	投資主総会開催 (予定)

### 添付資料

- ・ 第 2 回投資主総会招集ご通知

以上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のウェブサイトアドレス：<http://www.prologis-reit.co.jp>

投資主各位

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号  
三菱ビル

日本プロロジスリート投資法人  
執行役員 坂下 雅弘

## 第2回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第2回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年8月15日(金曜日)午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、現行規約第15条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。したがって、投資主様が当日投資主総会にご出席されず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

### 第15条 (みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 平成26年8月18日(月曜日) 午前10時
2. 場 所： 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー  
ステーションコンファレンス東京 6階 602  
(末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 投資主総会の目的である事項：

#### 決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案：監督役員2名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以 上

#### (お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるプロロジス・リート・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項を本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.prologis-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案：規約一部変更の件

#### 1 変更の理由

(1) 平成25年6月12日付で投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）を改正する法律が国会で可決成立したことに伴い、以下の通り規定を新設するものです。

##### ①自己投資口の取得

本投資法人が投資主との合意により自己の投資口を有償で取得することができる旨の規定を新設するものです（変更案第8条第2項関係）。

##### ②投資主総会の招集に係る公告の省略

投資主総会の機動的な開催を可能にするため、本投資法人の投資主総会は、平成28年8月1日及び同日以後、遅滞なく招集され、以後、隔年毎の8月1日及び同日以後、遅滞なく招集される旨の規定を新設するとともに、当該規定に従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、投資主総会の日を要しない旨の規定を新設するものです（変更案第9条第3項、第4項関係）。

##### ③執行役員及び監督役員の任期

投資主総会の決議によって、執行役員及び監督役員の任期を、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員又は監督役員の選任を議案とする投資主総会終結の時までとすることができる旨の規定を新設するものです（変更案第20条第2項関係）。

##### ④附則の新設

上記①から③までで新設された規定については、関連する投信法の改正の施行日にその効力が生じる旨の附則を新設するものです（変更案第42条関係）。

(2) 平成25年6月12日付で投信法を改正する法律が国会で可決成立し、これに伴い平成26年4月1日付で投資信託及び投資法人に関する法律施行規則が改正され、資産を主として不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいいます。）に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨を規約に記載することが定められましたので、かかる旨を規定し、あわせて関連する規定の整理を行うものです（変更案第30条、第31条及び第32条関係）。

- (3) 一般社団法人投資信託協会が定める規則の一部改正を踏まえ、利益を超えた金銭の分配の限度に関する規定を修正するものです（変更案第39条第2号関係）。
- (4) その他、上記の各変更の他に、本投資法人に適用される法令の規定文言と表現を合わせる観点からの変更、平成25年1月4日付にて社団法人投資信託協会が一般社団法人に移行したことに伴う変更、字句等の修正、表現の統一、及び条項数の整備等を行うものです。

## 2 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第8条（投資主の請求による投資口の払戻し）</p> <p>（省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第8条（投資主の請求による投資口の払戻し及び合意による自己投資口の取得）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>2. <u>本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとする。</u></p>
<p>第9条（招集及び開催）</p> <p>1.（省略）</p> <p>2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第9条（招集及び開催）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。</p> <p>3. <u>本投資法人の投資主総会は、平成28年8月1日及び同日以後、遅滞なく招集し、以後、隔年毎の8月1日及び同日以後、遅滞なく招集する。また、必要あるときは随時招集する。</u></p> <p>4. <u>投資主総会を招集するには、執行役員は、投資主総会の日を2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、投資主に対して、書面をもって又は法令で定めるところに基づき電磁的方法により、その通知を発するものとする。ただし、前項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しないものとする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第20条（役員を選任及び任期等）</p> <p>1. （省略）</p> <p>2. 役員任期は、選任後2年とする。ただし、補欠として又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p> <p>3. （省略）</p>	<p>第20条（役員を選任及び任期等）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 役員任期は、選任後2年とする。ただし、<u>投資主総会の決議によって、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員又は監督役員を選任を議案とする投資主総会の終結の時までとすることができる。</u>また、<u>補欠として又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</u></p> <p>3. （現行どおり）</p>
<p>第30条（資産運用の基本方針）</p> <p>本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保を目指して、<u>主として不動産等（第32条第2項に定める資産をいう。以下同じ。）及び不動産対応証券（第32条第3項に定める資産をいう。以下同じ。）等の特定資産に投資を行うことを通じてその資産の運用を行う。</u></p>	<p>第30条（資産運用の基本方針）</p> <p>本投資法人は、中長期にわたる安定した収益の確保を目指し、<u>主として不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権（以下、総称して「不動産等資産」という。）に投資を行うことを通じてその資産の運用を行う。</u></p>
<p>第31条（投資態度）</p> <p>1. 本投資法人は、主として物流施設の用に供される不動産等及びそれを裏付けとする不動産対応証券に投資する。</p> <p>2. ～5. （省略）</p>	<p>第31条（投資態度）</p> <p>1. 本投資法人は、<u>前条に従い、主として物流施設の用に供される不動産等（第32条第2項に定める資産をいう。以下同じ。）に投資するほか、それを裏付けとする不動産対応証券（第32条第3項に定める資産をいう。以下同じ。）に投資する。</u></p> <p>2. ～5. （現行どおり）</p>
<p>第32条（資産運用の対象とする<u>特定資産の種類、目的及び範囲、並びに特定資産以外の資産の種類</u>）</p> <p>1. 本投資法人の<u>主要な投資対象は、第2項に掲げる不動産等及び第3項に掲げる不動産対応証券とする。</u></p> <p>2. ～6. （省略）</p>	<p>第32条（資産運用の対象とする資産の種類）</p> <p>1. 本投資法人の投資対象は、第2項に掲げる不動産等及び第3項に掲げる不動産対応証券とする。</p> <p>2. ～6. （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第36条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。）、<u>社団法人投資信託協会</u>が定める不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則その他の諸規則並びに一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従い、次のとおり投資対象資産の種類ごとに定める。</p> <p>(1) ～(8) （省略）</p> <p>(9) その他 上記に定めがない場合には、<u>投信法</u>、<u>社団法人投資信託協会</u>の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. ～3. （省略）</p>	<p>第36条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。）、<u>一般社団法人投資信託協会</u>が定める不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則その他の諸規則並びに一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に従い、次のとおり投資対象資産の種類ごとに定める。</p> <p>(1) ～(8) （現行どおり）</p> <p>(9) その他 上記に定めがない場合には、<u>投信法</u>、<u>一般社団法人投資信託協会</u>の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. ～3. （現行どおり）</p>
<p>第38条（営業期間及び決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年6月1日から11月末日まで、及び12月1日から翌年5月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。<u>ただし、設立当初の第1期営業期間は、本投資法人設立の日から平成25年5月末日までとする。</u></p>	<p>第38条（営業期間及び決算期）</p> <p>本投資法人の営業期間は、毎年6月1日から11月末日まで、及び12月1日から翌年5月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第39条（金銭の分配の方針）</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配  本投資法人は、利益の金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たない場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、<u>当該営業期間の減価償却費に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。また、分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</u></p> <p>さらに、本投資法人は、修繕や資本的支出への活用、借入金の返済、新規物件の取得資金への充当などの他の選択肢についても検討の上、当該営業期間の減価償却費の60%に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として、原則として継続的に分配する方針である。ただし、経済環境、不動産市況、本投資法人の財務状況等を勘案し、利益を超えた金銭の分配を行わない場合もある。</p> <p>(3) ～(4) （省略）</p> <p>(5) 社団法人投資信託協会規則  本投資法人は、前各号のほか、金銭の分配にあたっては、社団法人投資信託協会の定める規則等に従うものとする。</p>	<p>第39条（金銭の分配の方針）</p> <p>(1) （現行どおり）</p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配  本投資法人は、利益の金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たない場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、<u>法令等（一般社団法人投資信託協会の定める規則等を含む。）において定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。また、分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</u></p> <p>さらに、本投資法人は、修繕や資本的支出への活用、借入金の返済、新規物件の取得資金への充当などの他の選択肢についても検討の上、当該営業期間の減価償却費の60%に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として、原則として継続的に分配する方針である。ただし、経済環境、不動産市況、本投資法人の財務状況等を勘案し、利益を超えた金銭の分配を行わない場合もある。</p> <p>(3) ～(4) （現行どおり）</p> <p>(5) <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>  本投資法人は、前各号のほか、金銭の分配にあたっては、<u>一般社団法人投資信託協会</u>の定める規則等に従うものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>第11章 附則</u></p> <p><u>第42条 (改正の効力の発生)</u></p> <p>1. <u>第8条第2項の新設に係る改正は、投資法人における投資主との合意による自己の投資口の有償での取得を認める旨の投信法の改正の施行日に効力を生じるものとする。</u></p> <p>2. <u>第9条第3項及び第4項の新設に係る改正は、投資主総会の招集手続における公告の省略を認める旨の投信法の改正の施行日に効力を生じるものとする。</u></p> <p>3. <u>第20条第2項但書の新設に係る改正は、執行役員の任期の延長を認める旨の投信法の改正の施行日に効力を生じるものとする。</u></p>

## 第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員坂下雅弘から、任期の調整のため、平成26年8月31日をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、改めて平成26年9月1日付で執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第20条第2項の規定により平成26年9月1日から2年間となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、平成26年7月14日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
さか した まさ ひろ 坂 下 雅 弘 (昭和36年3月7日)	昭和59年4月 住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入社
	平成17年9月 株式会社プロロジス 開発部部長 バイスプレジデント
	平成19年1月 同社 開発統括部長 ファーストバイスプレジデント
	平成21年1月 同社 事業企画・オペレーション本部長 シニアバイスプレジデント
	平成23年6月 同社 チーフインベストメントオフィサー マネージングディレクター
	平成24年6月 プロロジス・リート・マネジメント株式会社 代表取締役社長（現任）
	平成24年9月 同社出向
	平成24年11月 日本プロロジスリート投資法人 執行役員（現任）

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるプロロジス・リート・マネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他には、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資主総会の基準日（平成26年5月31日）時点において本投資法人の投資口を所有していません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しています。

### 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、平成26年9月1日付で補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第3項の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する平成28年8月31日までとなります。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成26年7月14日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
やま ぐち さとし 山口 哲 (昭和41年9月8日)	平成2年4月 住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入社 平成18年10月 トップリート・アセットマネジメント株式会社 企画管理部及び投資運用部 マネージャー 平成20年8月 株式会社プロロジス 事業企画部長 バイスプレジデント 平成23年1月 同社 事業企画部長 ファーストバイスプレジデント 平成24年6月 プロロジス・リート・マネジメント株式会社 出向 同社 取締役投資運用部長（現任）

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるプロロジス・リート・マネジメント株式会社の取締役投資運用部長です。その他には、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資主総会の基準日（平成26年5月31日）時点において本投資法人の投資口を所有しておりません。

#### 第4号議案：監督役員2名選任の件

監督役員島村勝巳及び濱岡洋一郎の両名から、任期の調整のため、平成26年8月31日付で辞任したい旨の申し出がありましたので、改めて平成26年9月1日付で監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、監督役員の任期は、現行規約第20条第2項の規定により平成26年9月1日から2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
1	しまむらかつみ 島村勝巳 (昭和19年8月25日)	昭和44年4月 日本通運株式会社 入社 平成16年6月 同社 執行役員 第3ブロック地域統括兼千葉支店長 平成17年5月 日本通運健康保険組合 理事長 平成17年6月 東京健康保険組合連合会 副会長 平成17年11月 厚生労働省 社会保障審議会 医療部会委員 平成20年2月 国土交通省 運輸審議会委員 平成24年11月 日本プロロジスリート投資法人 監督役員(現任) 平成26年5月 株式会社安研 取締役(現任)
2	はまおかよういちろう 濱岡洋一郎 (昭和28年9月24日)	昭和51年4月 三井不動産株式会社 入社 平成12年4月 ジョーンズラングラサール株式会社 代表取締役社長 平成24年4月 同社 取締役会長 平成24年7月 NSホールディングス株式会社 代表取締役(現任) 平成24年8月 株式会社トータルエステート 取締役(非常勤)(現任) 平成24年10月 トーセイ株式会社 顧問(現任) 平成24年11月 日本プロロジスリート投資法人 監督役員(現任) EWアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長(現任) 平成25年6月 ドリームバイザー・ホールディングス株式会社 監査役 平成26年6月 同社 取締役(現任)

- ・上記監督役員候補者両名は、本投資主総会の基準日(平成26年5月31日)時点においていずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

## 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、平成26年9月1日付で補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第3項の規定により、第4号議案における監督役員の任期が満了する平成28年8月31日までとなります。

また、補欠監督役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
おく くに のり 奥 国 範 (昭和49年12月19日)	平成13年10月 弁護士登録 小沢・秋山法律事務所 入所 平成17年10月 慶應義塾大学大学院法務研究科 非常勤講師 (現任) 平成19年4月 奥綜合法律事務所 設立 同所 代表弁護士 (現任) 平成24年12月 株式会社eight 監査役 (現任) 平成26年4月 日本弁護士連合会 常務理事 (現任)

- ・ 上記補欠監督役員候補者は、本投資主総会の基準日（平成26年5月31日）時点において本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

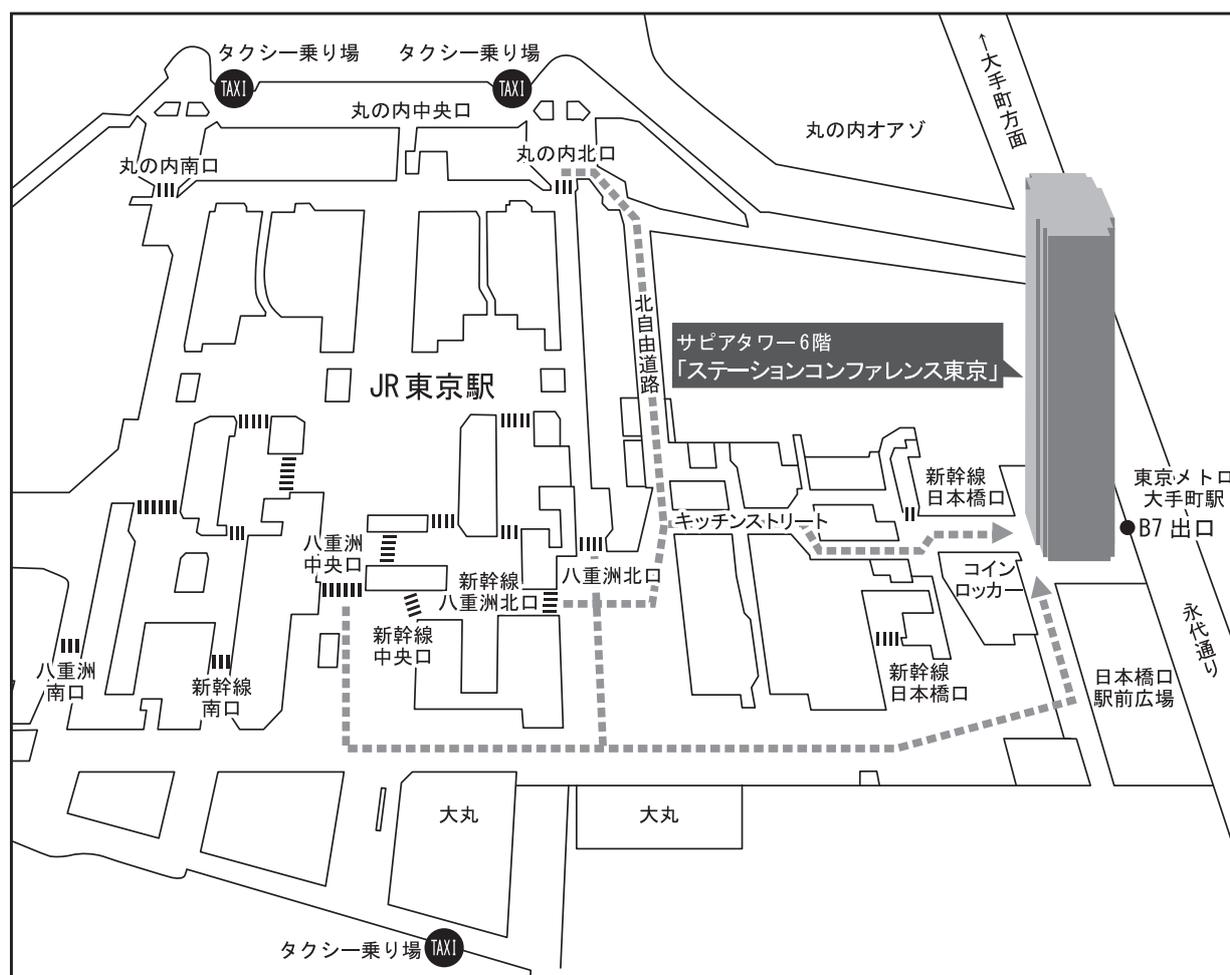
## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第15条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

## 投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー  
ステーションコンファレンス東京 6階 602  
電話 03-6888-8080 (代表)



交通 J R 「東京駅」八重洲北口改札口より徒歩2分  
「東京駅」新幹線専用改札口（日本橋口）より徒歩1分  
地下鉄 東京メトロ東西線、半蔵門線、丸ノ内線、千代田線、都営三田線  
「大手町駅」B7出口階段より1階エントランス直結